

「大飯地域の緊急時対応」の改定について

1. 改定の目的

「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力緊急時対応訓練実施成果報告書（以下、「成果報告書」という。）」を取りまとめた。

また、今般の新型コロナウィルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスク

今般の「大飯地域の緊急時対応」の改定は、成果報告書における訓練事項等を踏まえ、また、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図ることにより、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所とともに被災した場合における 対応の明確化

オフサイトセンター要員の集約、国からのおもてなし及び現地本部 の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域の住民の避難先について、府県内外、府県外ともに、重複無く確保されていることを確認

〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時ににおける除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応

〈改善④〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施
- 自宅等で屋内退避を行なう場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で離隔を保つなど、柔軟に対応

〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との 情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行なう関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

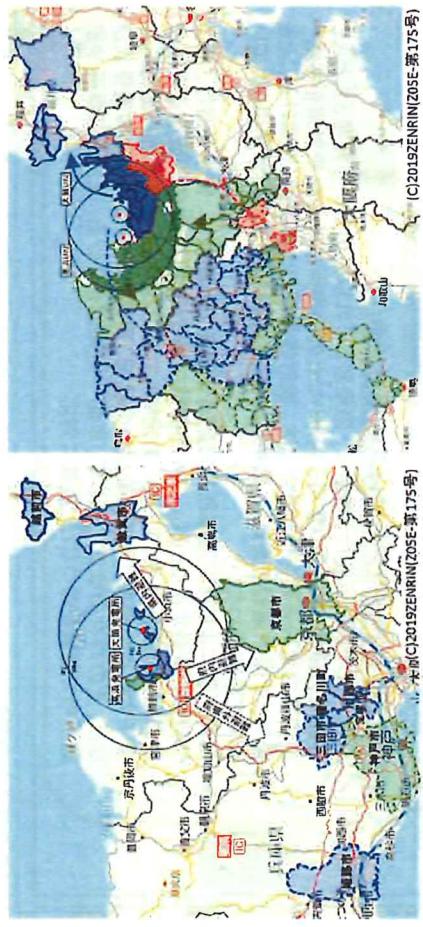
〈その他主な改善〉

- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
- ・広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターの現地対策本部に、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報をも踏まえつつ、対処
- 避難退院時検査場所における待機席等を配置
- ・避難退院時検査場所内外に説明員や案内板等を配置
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
- ・避難行動要支援者等の避難中に休憩を取る等のケアを実施

(参考) 「大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化」の改定ポイント

改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

- ▶ 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフセンターに一元化し、対応にあたる。
- ▶ 要員の集約先等の判断は、事故警報本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府系統活官(原子力防災担当))が、原子力事業者等により報告された事象が原子力発電所の事態進展において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- ▶ 既にオフセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフセンターへ移動を開始する。



- ▶ 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。
<PAZ内の住民の避難先>

(C)2019ZENRIN205E第175号

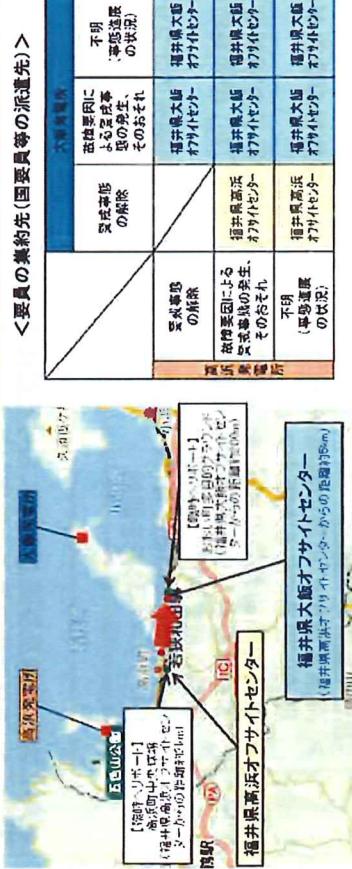
(C)2019ZENRIN205E第175号

*

*高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- ▶ 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備した。



改善③ 除雪体制の強化

- ▶ 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、各関係機関(国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等)から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応する。

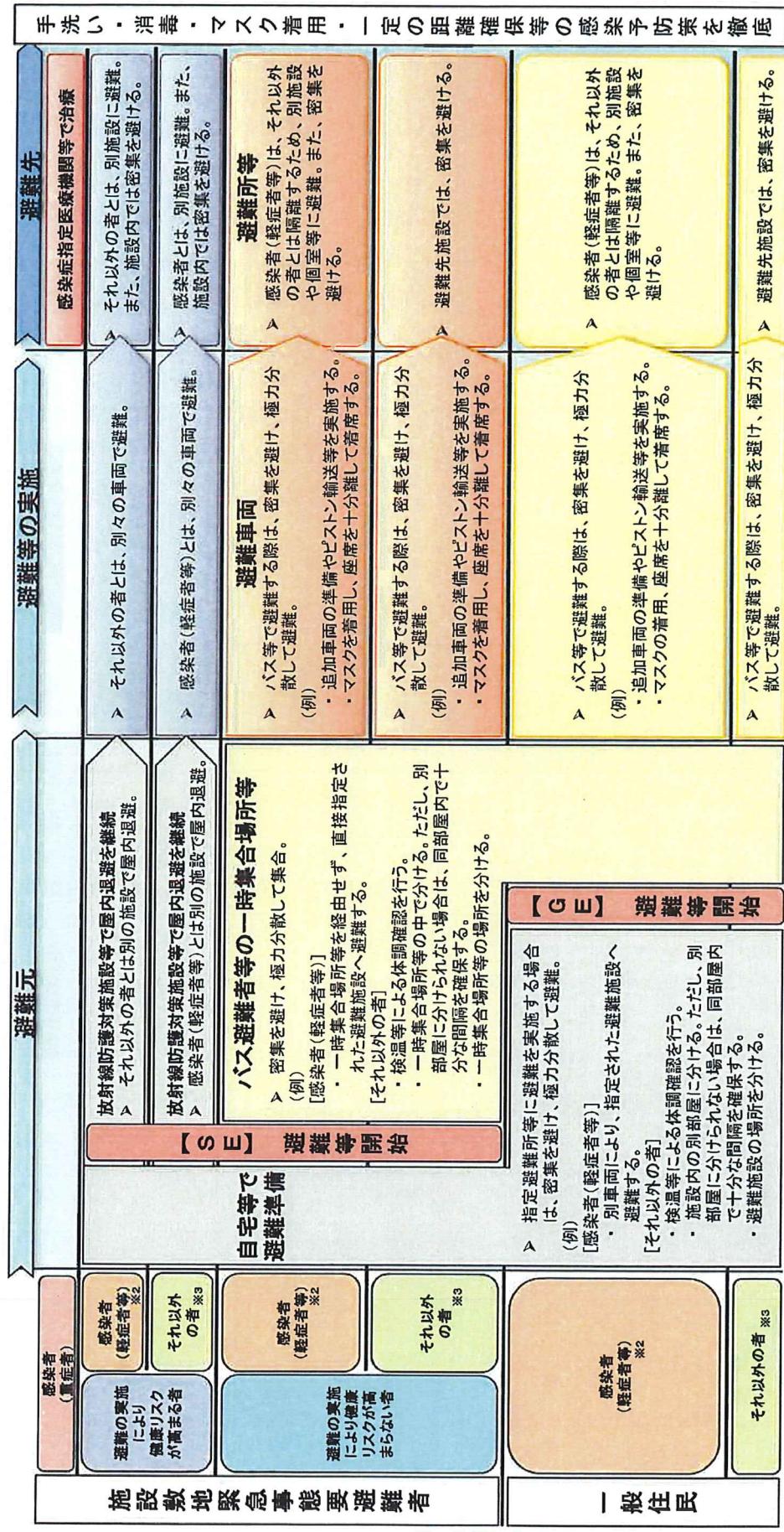
＜情報共有のイメージ＞



感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(手指衛生等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

